

# 障害福祉サービス費等の電子請求について

## 1 電子請求受付システムについて

### (1) 請求締切日時

請求締切日時は、毎月10日17時15分です。締切日時を過ぎますと、送信エラーとなりますのでご注意ください。

なお、平成31年(2019年)8月、11月は、締切日が(土)又は(日)となるため、締切日にエラー等の問い合わせ対応ができませんので、早期提出にご協力願います。

※別紙1「平成31年度(2019年度)障害福祉サービス費等の請求、支払に関する日程表」をご確認ください。

### (2) パスワード

#### ①パスワードのロックと解除方法

電子請求受付システムのログイン時、又は請求情報送信時にパスワードを3回連続で誤ると、システム側で一時的にロックされます。ロックは30分経過すると自動的に解除されますが、時間に余裕がない場合には国保連合会へお問い合わせください。

なお、パスワードは大文字・小文字・全角・半角を判別します。エラーが表示されましたら、文字入力モードの状態をご確認ください。

#### ②パスワード変更

電子請求受付システムでは、セキュリティ対策としてログイン時のパスワードに有効期限を設定しています。パスワードの有効期間が近づいてくると、ログインする際にパスワード変更の案内が表示されますので、速やかに変更してください。

#### ③パスワードの再発行依頼について

上記のほか、パスワード紛失等の理由で仮パスワードの再発行が必要な場合は、国保連合会へお問い合わせください。

### (3) 電子証明書

#### ①有効期間・発行手数料

電子証明書の有効期間は3年間で電子証明書発行手数料は7,800円となります。お支払は、発行申請の翌月以降に給付費との相殺となります。(希望により口座振込も可能です)

#### ②更新手続

有効期間以降の請求情報は、送信エラーとなりますので、有効期間満了前に電子証明書の更新が必要です。更新手続には2日ほどお時間がかかります。締切当日に送信エラーとならないよう、事前に更新手続をお願いします。

\*\*\* 手続きの流れ \*\*\*

**発行申請**⇒**発行依頼中** ⇒ **発行待ち** ⇒ **発行済み** ⇒**インストール**

※電子請求受付システムの「証明書」ボタンから操作します。

※手続きには、「電子証明書発行用パスワード」が必要です。

### ③代理人請求

複数の事業所番号を保有されている場合、法人で1つの電子証明書を取得し、複数事業所の請求情報送信及び通知文書の取得を1か所で集約して行う代理人請求が可能です。事務の効率化や電子証明書発行手数料の負担軽減等のメリットがありますが、事業所単位での請求情報送信と通知文書の取得はできなくなります。

### ④介護保険事業所・障害者総合支援事業所双方を保有している事業所について

介護保険事業所・障害者総合支援事業所双方を保有している事業所は、介護・障害共通の電子証明書を取得し、代理人請求を行う事が可能です。

電子証明書発行手数料については、有効期間が3年間で13,900円となります。

※代理人請求については、別紙2「代理請求を希望する事業所のみなさまへ」をご確認のうえ、ご不明な点があれば国保連合会へお問い合わせください。

## (4) 通知文書について

### ①パソコン交換時の注意

パソコンを交換した場合、新しいパソコンに電子証明書をインストールしないと当該請求情報に関する通知文書が取得できませんのでご注意ください。

### ②取得可能な期間

電子請求受付システムから通知文書が取得可能な期間は3か月間です。取得漏れのないよう随時ご確認ください。

### ③通知文書の詳細

通知文書の詳細については、宮城県国保連合会のホームページ「障害者総合支援」の項目に掲載しております。不明な点がございましたらホームページをご確認ください。

## (5) 簡易入力システムについて

### ①パソコン交換時の注意

パソコンを交換し引き続き簡易入力システムを利用する場合、交換前のパソコンで使用していた簡易入力システムから媒体等にバックアップを取ることでデータ移行することが可能です。操作方法については、電子請求受付システムの「ダウンロード」ボタンから操作し、「電子請求受付システム操作マニュアル（簡易入力）」をダウンロードしてご確認ください。

## 2 過誤調整について

### (1) 過誤調整処理

過誤調整は、支払済みの給付実績の取下げを市町村に依頼し、再作成した請求情報を新たに提出することで、給付費の過不足を相殺するものです。

※別紙3「過誤調整のイメージ」を参照してください。

### (2) 受給者証交付市町村（請求先）への連絡と過誤調整依頼書の提出

過誤調整を依頼する場合は、事前に受給者証を交付している各市町村へご連絡をお願いします。その際、「何月の受付時に過誤調整の再請求分を国保連合会へ送信したらよいか」を必ず確認してください。

なお、電話等の連絡のほか、手続きには「過誤依頼書」の提出が必要です。過誤依頼書様式は宮城県国保連合会ホームページの「障害者総合支援」の項目から取得できます。

※国保連合会への提出は不要です。

## 3 振込先口座の変更について

口座名義（法人代表者）、口座番号、取引先銀行等が変更となる場合は、国保連合会に「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」を提出してください。月末までご提出いただき、翌月20日振込分からの変更となります。

なお、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」については、宮城県国保連合会ホームページの「障害者総合支援」の項目から取得できます。

## 4 平成31年度（2019年度）の地域区分について

平成30年4月の報酬改定で「障害者サービス」及び「障害児サービス」について地域区分の見直しが行われました。正しい地域区分及び単価で請求されないと、全てエラー（返戻）となりますのでご注意ください。

※別紙4「宮城県の地域区分〈平成31年度（2019年度）〉」をご確認ください。

## 5 仮審査について

平成30年10月請求から仮審査を行っています。別紙1の仮審査対応締切日までに請求データを送信した場合、連合会において仮審査を行います。仮審査処理日段階でエラーとなる請求情報を「取込エラーリスト」又は「仮審査処理結果票」にて通知します。

事業所のみなさんが請求締切前にエラーを確認し、請求情報の差し替えを行うことで、返戻件数の削減が見込めます。

仮審査処理結果票等を確認し、請求情報の訂正をしたい場合は、受付締切日（毎月10日17時15分）までに請求の取り下げを行い、再請求を行ってください。仮審査の結果を確認し、取り下げしなかった請求情報についても、当月請求分として取扱います。

## 6 お問い合わせ先

### (1) 加算等の算定及び単位数に関すること

- 事業所の届出内容による加算・・・事業所指定機関（宮城県）
- 受給者証に記載されている加算・・・受給者証を交付している市町村

### (2) 電子請求受付システム、簡易入力システム、取込送信システムに関すること

- 電子請求ヘルプデスク

TEL：0570-059-403

《受付時間》

請求期間（毎月1～10日）の受付時間

平日 10:00～19:00

土曜日 10:00～17:00

※日・祝日の受付は行いません。

請求期間以外（毎月11日～月末）の受付時間

平日 10:00～17:00

※土・日・祝日の受付は行いません。

### (3) パスワード、電子証明書、代理請求、通知文書、口座登録等に関すること

- 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL：022-290-2100（障害福祉サービス担当直通）

《受付時間》

平日 8:30～17:15

# 別紙1

## 平成31年度（2019年度）障害福祉サービス費等の仮審査及び請求、支払に関する日程表

宮城県国民健康保険団体連合会

請求月	請求情報 仮審査対応締切日	仮審査処理及び 仮審査関係通知送信日	受付締切日	返戻関係通知送信日	支払関係通知送信日	支払日
平成31年 (2019年) 4月	4月5日(金)	4月8日(月)	4月10日(水)	5月7日(火)	5月8日(水)	5月20日(月)
5月	5月7日(火)	5月8日(水)	5月10日(金)	6月3日(月)	6月4日(火)	6月20日(木)
6月	6月5日(水)	6月6日(木)	6月10日(月)	7月1日(月)	7月2日(火)	7月19日(金)
7月	7月5日(金)	7月8日(月)	7月10日(水)	8月1日(木)	8月2日(金)	8月20日(火)
8月	8月7日(水)	8月8日(木)	<b>8月10日(土)</b>	9月2日(月)	9月3日(火)	9月20日(金)
9月	9月5日(木)	9月6日(金)	9月10日(火)	10月1日(火)	10月2日(水)	10月18日(金)
10月	10月7日(月)	10月8日(火)	10月10日(木)	11月1日(金)	11月5日(月)	11月20日(水)
11月	11月6日(水)	11月7日(木)	<b>11月10日(日)</b>	12月2日(月)	12月3日(火)	12月20日(金)
12月	12月5日(木)	12月6日(金)	12月10日(火)	1月6日(月)	1月7日(火)	1月20日(月)
平成32年 (2020年) 1月	1月7日(火)	1月8日(水)	1月10日(金)	2月3日(月)	2月4日(火)	2月20日(木)
2月	2月5日(水)	2月6日(木)	2月10日(月)	3月2日(月)	3月3日(火)	3月19日(木)
3月	3月5日(木)	3月6日(金)	3月10日(火)	4月1日(水)	4月2日(木)	4月20日(月)

※受付締切日時については、土・日・祝日の場合も毎月10日午後5時15分までとします。

※土・日・祝日の電話受付は行いませんので、ご了承願います。

※受付時間を過ぎますと送信エラーとなりますので、締切時間は厳守願います。

※本会における処理及びシステム等の都合により、送信日が変更となる場合がございます。

### ※仮審査に係る注意※

仮審査の開始によって、障害福祉サービス費等の支払につながる請求の締切日(毎月10日午後5時15分)が変わるものではありません。仮審査対応締切日から請求の締切日(毎月10日午後5時15分)までに送信された請求情報も今まで同様、当月請求分として取扱います。

上記、請求情報仮審査対応締切日までに請求情報を送信いただくと仮審査を連合会にて行い、仮審査処理日段階でエラーとなる請求情報を「取込エラーリスト」又は「仮審査処理結果票」にて通知します。

事業所のみなさんが請求締切前にエラーを確認し、請求情報の差し替えを行うことで、返戻件数の削減が見込めます。

仮審査処理結果票等を確認し、請求情報の訂正をしたい場合は、請求締切日(毎月10日午後5時15分)までに請求の取り下げ及び再請求を行ってください。仮審査の結果、取り下げしなかった請求情報についても今まで同様、当月請求分として取扱います。

## 代理請求を希望する事業所のみなさまへ(障害者総合支援)

### 電子請求受付システム代理請求申請の参考資料について

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課

代理請求の申請を行う場合は、必ず以下の資料をご確認のうえ申請いただきますようお願いいたします。

1. 「代理人申請電子請求をはじめる前に」
2. 「電子請求受付システム【代理申請】に関するFAQ」

#### 1. 代理人申請電子請求をはじめる前に」ダウンロード方法

【「電子請求受付システム総合窓口」(<http://www.e-seikyuu.jp/>)】



- ①「電子請求受付システム総合窓口」トップページ→
- ②代理人情報/代理人証明書の申請はこちら→
- ③はじめての方→
- ④「代理人申請電子請求をはじめる前に」ダウンロード

## 2. 「電子請求受付システム【代理申請】に関するFAQ」ダウンロード方法

【「宮城県国民健康保険団体連合会ホームページ」(https://www.miyagi-kokuho.or.jp/)】



お知らせ ▶

請求期日・支払日一覧 ▶

振込口座登録・変更 ▶

障害福祉サービス費請求 ▶

過誤（取下げ） ▶

支払決定額通知書等の再発行 ▶

リンク ▶

### 障害福祉サービス費請求

#### 障害福祉サービス費請求

● 事業所集回指導資料

- 資料1: 障害福祉サービス費等の電子請求等について（所在地が仙台市の事業者用）  
(PDF: 4999KB)
- 資料2: 障害福祉サービス費等の電子請求等について（所在地が仙台市以外の事業者用）  
(PDF: 7323KB)

#### 電子請求受付システム代理人登録申請

- 電子請求受付システム代理人登録申請書の記載方法 (PDF: 378KB)
- 電子請求受付システム申請取下げ依頼 (PDF: 76KB)
- 電子請求受付システム申請取上げ依頼 (WORD: 39KB)

#### 電子請求受付システム（代理申請）に関するFAQ

- 電子請求受付システム（代理申請）に関するFAQ (PDF: 129KB)

①「宮城県国民健康保険団体連合会ホームページ」トップページ →

②障害福祉サービス事業者のみなさまへ→

③障害福祉サービス費請求→

④「電子請求受付システム代理人登録申請書の記載方法」

「電子請求受付システム【代理申請】に関するFAQ」      ダウンロード

# 過誤調整のイメージ

## 2019年2月

3人の利用者に200単位の加算もれが発覚！

2月20日 支払情報(1月受付分)

データ区分	支払元	受給者番号	提供年月	単位数	本来の単位数は...
請求	A市	1111111111	2018年12月	1000	→1200!
請求	A市	2222222222		1200	→1400!
請求	B町	3333333333		1400	
請求	C町	4444444444		800	→1000!
支払単位数合計				4400	→600単位不足

A市に過誤調整依頼

C町に過誤調整依頼

A市、C町から国保連合会へ  
過誤(取下げ)情報を送信

## 2019年3月

訂正して再提出された請求情報(+)と、過誤(取下げ)情報(-)を国保連合会で集計し、調整します。

3月10日締切 請求情報①

データ区分	請求先	受給者番号	提供年月	単位数
請求	A市	1111111111	2019年2月	1200
請求	A市	2222222222		1400
請求	B町	3333333333		1400
請求	C町	4444444444		1000
				5000単位
請求	A市	1111111111	2018年12月	1200
請求	A市	2222222222		1400
請求	C町	4444444444		1000
請求単位数合計				8600 → ①

3月受付分 過誤(取下げ)情報②

データ区分	市町村	受給者番号	提供年月	単位数
過誤	A市	1111111111	2018年12月	-1000
過誤	A市	2222222222		-1200
過誤	C町	4444444444		-800
減額単位数合計				-3000 → ②

## 2019年4月

3月受付分の請求情報①と過誤情報②を相殺した結果が、支払情報に反映されます。

4月20日 支払情報(3月受付分)

データ区分	支払元	受給者番号	提供年月	単位数
請求	A市	1111111111	2019年2月	1200
請求	A市	2222222222		1400
請求	B町	3333333333		1400
請求	C町	4444444444		1000
請求	A市	1111111111	2018年12月	1200
過誤	A市	1111111111		-1000
請求	A市	2222222222		1400
過誤	A市	2222222222		-1200
請求	C町	4444444444		1000
過誤	C町	4444444444		-800
請求単位数合計				8600 → ①請求どおり決定
過誤(減額単数)合計				-3000 → ②過誤(取下げ)分
支払単位数合計				5600 → 当月分5000単位+加算算定もれ分600単位



**宮城県の地域区分〈平成31年度(2019年度)〉**

※Q1から順番に、あてはまる番号の矢印の方向へお進みください。

